

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更						
（宛先） 京都府知事		令和 3年 2月25日						
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 埼玉県朝霞市西原一丁目1番1号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社武蔵野 代表取締役社長 安田信行 電話 048 - 487 - 1111						
主たる業種	めん類製造業	細分類番号	0 9 9 2					
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで							
基本方針	エコアクション21の環境宣言に基づき、エネルギー使用量の削減と清掃活動等を通じ地球環境保護に貢献する。							
計画を推進するための体制	工場長を推進責任者、環境管理事務局と各部門長が推進リーダーとなって各部署単位での削減対策、実施を推進していく。エコアクション21:0012651（2020年4月1日追加登録）、KESステップ2（2016年10月1日登録）							
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率		
	事業活動に伴う排出の量	18,741.1 トン	20,603.5 トン	21,217.6 トン	20,685.3 トン	11.2	パーセント	
	評価の対象となる排出の量	18,741.1 トン	20,603.5 トン	21,217.6 トン	20,685.3 トン	11.2	パーセント	
	目標の根拠	製造量増加によるエネルギー使用量増加と電力会社切替による排出係数上昇の影響で見込まれる。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率	
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産高：億円)	102.63	95.39	90.21	87.06	-11.44	パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()						パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	生産量増加によるエネルギー使用量の増加および電力会社切替による排出係数大幅増加が見込まれるが、原単位では削減できる見込み。						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
		70.0	95.0	105.0	110.0			
具体的な取組及び措置の内容	(2)年度	補助金を利用し給排気ファンのEMS化および屋上外調機周りへの自動散水装置を導入予定（2021年1月）。これらを活用し電力使用量削減を図る。						
	(3)年度	蒸気漏れの一斉修復の実施と給湯温度設定やコンプレッサー吐出圧の見直しの実施。ガスおよび電気使用量の削減を図る。						
	(4)年度	コンプレッサー室の構造から見直し、改修の実施。電力使用量の削減を図る。						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	自社マイクロバスから大型バスに変更。バス本数および停留所も増やし、時間帯によっては京阪バスへの委託運行も実施し、自家用車使用抑制を図っている。						
	上記の措置を採用する理由	工場近くにはバス運行していないうえ、増築棟もでき更に従業員増加。車通勤者が増えても駐車場確保が難しく、積極的なバス利用を推進を図るため。						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考			
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン				
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン				
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン				
合計	0.0	0.0	0.0					
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	八幡市で実施している河川清掃に参加している。（ただし現在はコロナで中止となっている）							
特記事項	基準年度については令和1年度より増築棟が本格稼働開始したことでエネルギー使用量が大幅に変わったため、令和1年度を基準年度とすることが妥当であると判断しました。							

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める

七社により管出）で記す。その管出の根拠となる資料を添付し、インボイス、